

一般社団法人産業保健法学研究会

第12期事業計画書

(2023年11月1日から2024年10月31日まで)

1 事業の経緯

本法人は、2012年11月1日に設立され、翌2013年10月31日に西
税務署長宛に届出を行い、同年11月1日に税法上の非営利型法人となって以
後、非営利の性格を基礎としつつも、民間資格の発行と、それを取得するための
講座の運営を中心とする事業を営んで来た。

その後、2015年2月に学術団体として法人を再編し現在に至っている。

2015年9月より、(一財)日本予防医学協会西日本事業部(〒530-0047 大
阪市北区西天満 5-2-18 三共ビル東館 6階)が事務局運営を支援して下さって
おり、事業の安定化に大きな貢献を果たして来た。

本法人は、第7期で主な活動を停止し、主に日本産業保健法学会や、役員らの
産業保健に関する法学研究を支援する財团的な役割を担うこととなった。

2 今期の事業方針

「産業保健法学」という学問領域の体系化を図る。そのため、2020年11
月に発足した日本産業保健法学会や、役員らの産業保健に関する法学研究への
財政的な支援等を行う。

3 実施する事業

同上。また、他団体や企業の協力を得られれば、理事により、安全衛生法学に
関する研修講座を実施する。